令和6年度 愛媛県高次脳機能障害支援連絡協議会 次 第

日 時:令和6年10月23日(水)

 $18:30\sim20:00$

場 所:愛媛県庁第1別館11階会議室

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 高次脳機能障害支援普及事業の実施状況・計画について
 - (2) 各機関の活動状況報告
 - (3) 意見交換 等
- 4 閉 会

愛媛県高次脳機能障害支援連絡協議会 出席者名簿

区分	機関・団体名	職名	氏 名	備考
委員	医療法人財団慈強会松山リハビリテーション病院	理事長・院長	木戸 保秀	
	(今治圏域) 医療法人隆典会片木脳神経外科	リハビリテーション科長	石川 王泰	
	(松山圏域) 医療法人財団尚温会 伊予病院	社会福祉士	平山 旬美	Zoom
	(八幡浜圏域) 社会医療法人北斗会 大洲中央病院	地域医療連携室長	池田 辰也	
	(宇和島圏域) 宇和島徳洲会病院	事務主任	山下 泰彦	
	国立大学法人愛媛大学大学院医学系研究科 地域健康システム看護学講座	教 授	谷向 知	
	県医師会/医療法人財団尚温会伊予病院	理事/院長	藤田 正明	Zoom
	公益社団法人愛媛県理学療法士会	副会長 社会局長	和田 幸枝	
	公益社団法人愛媛県作業療法士会	高次脳機能障害 支援部門委員長	平野 智彦	
	愛媛県言語聴覚士会	副会長	三瀬 和人	
	愛媛県臨床心理士会	副会長 医療保健担当理事	山本 泰士	
	愛媛高次脳機能障がい者を支援する会 あい	会 長	玉置 孝美	
	公益財団法人日本訪問看護財団 松山相談支援センター	管理者・ 相談支援専門員	西村 幸	
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援 機構愛媛支部 愛媛障害者職業センター	所 長	日髙 幸徳	
	松山市保健所保健予防課	保健師	曽我部香織	
	心と体の健康センター	医 幹	森 蓉子	Zoom
	中予地方局健康福祉環境部健康増進課	主 幹	阿部 勝	
ディネー ター	医療法人財団慈強会松山リハビリテーション病院	作業療法士	菅 隆一	
	医療法人財団慈強会松山リハビリテーション病院	社会福祉士	坂本和香奈	
	医療法人財団慈強会松山リハビリテーション病院	社会福祉士	恵美 孝彦	
関係各課	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課	係 長	神尾 泰昭	
	四国中央保健所健康増進課	技 師	西村 彩希	Zoom
	西条保健所健康増進課	技 師	浅井 梨沙	Zoom
	今治保健所健康増進課	技 師	和唐 碧子	Zoom
	宇和島保健所健康増進課	技 師	渡邉 璃里香	Zoom
事務局	保健福祉部健康衛生局健康増進課	課長	中田 一郎	Zoom
	保健福祉部健康衛生局健康増進課	主 幹	中原 幸広	Zoom
	保健福祉部健康衛生局健康増進課	係 長	松島 正	Zoom
	保健福祉部健康衛生局健康増進課	技 師	中山 風子	
	計 29名			

愛媛県高次脳機能障害支援連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 本県における高次脳機能障がい者への効果的な支援方法、普及啓発活動等について総合的な検討を行うとともに、地域ネットワークの充実と適切な支援体制の構築を図るため、愛媛県 高次脳機能障害支援連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項等)

- 第2条 協議会は、次の事項について協議する。
- (1) 高次脳機能障害の実態把握
- (2) 高次脳機能障がい者への効果的な支援方法の検討
- (3) 事業の実施状況の分析
- (4) 関係機関の連携方法
- (5) 普及啓発活動
- (6) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員19 人以内で組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、学識経験のある者、高次脳機能障がい者の支援に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第5条 協議会に会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉部健康衛生局健康増進課に置き、協議会の運営に関する庶務 を行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成21年2月24日から施行する。

この要綱は、平成28年9月2日から施行する。